

毎年5月は「消費者月間」です。今年度のテーマは「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」です。トラブルに巻き込まれないよう、注意しましょう。

5月は「消費者月間」  
消費者トラブルにご注意を！


生活安心課  
(消費生活センター)  
☎055-934-4841

**注意** 「自分は大丈夫！」なんて思わないで！  
ネットバンキングを悪用した還付金詐欺にご注意ください！

市役所職員を名乗る者から「保険料の払い戻しが約3万円ある」と電話があり、手続きをしてもらうため、払い戻し先の金融機関を伝えた。

その後、払い戻し先の口座がある金融機関を名乗った電話があり、暗証番号を聞かれた。

本当は教えたくなかったが「カードや通帳がそちらにあるので大丈夫」と言われ、伝えてしまった。不安になり、その金融機関に確認すると、勝手にインターネットバンキングの申し込みがされていた…




**こんなところに注意しましょう！消費生活センターからのお知らせ**

ポイント1 ATMでお金を振り込ませたり、直接お金を渡す手口だけでなく、ネットバンキングを悪用した還付金詐欺も発生しています！

ポイント2 公的機関や金融機関が、電話で口座番号や暗証番号を聞き出すことはありません！

お金が返ってくるという電話は、詐欺の可能性がります。不安に思うことがあったら、すぐに最寄りの警察や消費生活センターにご相談ください！

警察相談専用電話「#9110」  
消費者ホットライン「188」



安全安心なまちへ！  
問題解決のお手伝い

お問い合わせは  
各電話番号へ

**お困りの際は、市役所2階消費生活センター、市民相談センターにご相談ください！**

**消費生活に関する相談** ④消費生活センター ☎055-934-4841

相談の種類	とき	内容
消費生活相談	月～金曜日、8:30～17:15	契約問題や悪質商法に関する相談など消費生活全般

**暮らしに関する各種相談** ⑤⑥市民相談センター ☎055-934-4700

相談の種類	とき	内容
市政・一般相談	月～金曜日、8:30～17:15	個人の生活上に生じた問題についての相談や市への要望・意見など
交通事故相談	月～金曜日、8:30～17:00	交通事故全般
犯罪被害者等相談	月～金曜日、8:30～17:15	犯罪被害者等の支援に関する相談
専門家による以下の相談は予約が必要です。		
人権相談	毎月第1・3水曜日、13:00～16:00	人権問題
戸田地区人権相談 ※くら戸田で実施	10・12・3月の第2水曜日、13:00～16:00	
法律相談	毎月第1・3水曜日、13:00～16:00	法律問題全般
行政相談	毎月第2・4水曜日、10:00～15:00	国・県・市などの行政サービス等に関する要望・苦情など
戸田地区行政相談 ※くら戸田で実施	毎月第2水曜日(1・8月を除く)、10:00～12:00	
多重債務相談	毎週金曜日、13:00～17:00	債務整理(自己破産、過払金返還請求等)、消費契約問題、金銭トラブルなど
司法書士相談	毎月第3火曜日(8月を除く)、13:00～16:00	相続、遺言、贈与、不動産登記、成年後見など
不動産取引相談	毎月第1木曜日(1・5月を除く)、13:00～16:00	不動産売買、賃貸借等に関する相談など
測量・登記相談	毎月第2木曜日、13:00～16:00	測量・登記・境界問題等に関する相談など



100

市制100周年を記念して、皆さんが管理している花壇等のコンクールを開催します。お庭等を花でいっぱいにした自慢の作品をご応募ください。



- 部門**
- ①地域部門＝市内の企業または自治会等の地縁団体
  - ②個人部門＝市内に住む人
  - ③公共施設部門＝市内の学校、幼稚園、保育園等または公共施設等

**審査・表彰**


各部門ごとに最優秀賞1点、優秀賞1点、奨励賞1点を選出します(記念品あり)。  
※7月上旬に現地審査を実施します。  
※8月以降に表彰式を実施します。

**100周年部門も同時開催！**

①～③の各部門に加えて、「100周年」の要素(花を100本植えた、100の文字をかたどった等)を盛り込んだ作品については「100周年部門」にも追加で応募できます。100周年部門からは特別賞3点を選出します！！

**応募方法**

専用フォームまたは市ホームページ、市役所6階緑地公園課にある所定の用紙を直接、郵送またはファクスで




専用フォーム

**応募期間**

5月8日(月)～6月30日(金)(必着)

※詳細は、お問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。 [広報めまづ](#) [検索](#)

市制100周年記念事業  
花いっぱいコンクール



緑地公園課  
☎055-934-4795

地震から命を守るために、高齢者や母子家庭世帯等を対象に家具の固定を無料で実施しています。この機会に、地震に対する備えをしませんか。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市では最大震度6強の強い揺れが想定されています。

地震による家具の転倒は、怪我だけでなく避難の遅れの原因にもなります。いつ起こるかわからない地震から命を守るため、市では家具の固定を無料(取付費・金具代)で実施しています。



※固定後の家具の移動や金具の取り外しは行っていません。  
※賃貸住宅では、家主等の了解が必要となる場合があります。  
※申込方法等の詳細は、お問い合わせください。


地震から命を守るために  
無料で家具を固定します

**対象となる世帯**

- 満65歳以上の高齢者のみの世帯(同一世帯に満18歳未満の人がいる場合も可)
- 次の①～⑥に該当する人を含む世帯
  - ①身体障害者手帳の交付を受けている人
  - ②療育手帳の交付を受けている人
  - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
  - ④障害厚生年金・障害基礎年金の受給権がある人
  - ⑤要介護・要支援認定を受けている人
  - ⑥特定医療費受給者証または特定疾患医療受給者証の交付を受けている人
- 母子家庭世帯  
母親及び満18歳未満の子のみの世帯(同一世帯に満65歳以上の人がいる場合も可)

**対象となる家具等**

タンス・本棚・冷蔵庫・食器棚など4品まで。  
※扉の開閉防止は含まれません。希望者には有料で実施します。



危機管理課  
☎055-934-4803